

令和4年

# 三重県議会定例会会議録

(5月19日)  
(第12号)



令和4年

# 三重県議会定例会会議録

## 第12号

○令和4年5月19日（木曜日）

---

### 議事日程（第12号）

令和4年5月19日（木）午前10時開議

- 第1 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第2 議提議案第1号  
〔提案説明、採決〕
- 第3 特別委員会廃止の件
- 第4 常任委員会の委員定数変更の件
- 第5 常任委員選任の件
- 第6 議会運営委員選任の件
- 第7 四日市港管理組合議会議員選挙の件
- 第8 議案第79号  
〔採決〕

---

### 会議に付した事件

- 日程第1 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第2 議提議案第1号
- 日程第3 特別委員会廃止の件
- 日程追加 議長辞職の件
- 日程追加 議長選挙の件
- 日程追加 副議長辞職の件
- 日程追加 副議長選挙の件

- 日程第4 常任委員会の委員定数変更の件
- 日程第5 常任委員選任の件
- 日程第6 議会運営委員選任の件
- 日程追加 常任委員辞任の件
- 日程追加 特別委員辞任の件
- 日程追加 特別委員補充選任の件
- 日程第7 四日市港管理組合議会議員選挙の件
- 日程第8 議案第79号

---

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 49名

1	番	川 口	円
2	番	喜 田	健 児
3	番	中 瀬	信 之
4	番	平 畑	武
5	番	石 垣	智 矢
6	番	小 林	貴 虎
7	番	山 崎	博
8	番	中瀬古	初 美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下 野	幸 助
11	番	田 中	智 也
12	番	藤 根	正 典
13	番	小 島	智 子
14	番	野 村	保 夫
15	番	木 津	直 樹
16	番	田 中	祐 治
17	番	野 口	正

18	番	倉	本	崇	弘
19	番	山	内	道	明
20	番	山	本	里	香
21	番	稻	森	稔	尚
22	番	濱	井	初	男
23	番	森	野	真	治
24	番	津	村		衛
25	番	杉	本	熊	野
26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央
40	番	中	村	進	一
41	番	津	田	健	児
42	番	中	嶋	年	規
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美

46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	館	直 人

---

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	坂 三 雅 人
書 記 (事務局次長)	畑 中 一 宝
書 記 (議事課長)	前 川 幸 則
書 記 (企画法務課長)	小 野 明 子
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	佐 竹 宴
書 記 (議事課主幹兼係長)	林 良 充
書 記 (議事課主幹)	櫻 井 彰

---

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	一 見 勝 之
副 知 事	廣 田 恵 子
副 知 事	服 部 浩
危機管理統括監	日 沖 正 人
総 務 部 長	高 間 伸 夫

---

午前10時0分開議

**開 議**

○議長（青木謙順） ただいまから本日の会議を開きます。

**諸 報 告**

○議長（青木謙順） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議提議案第1号が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告2件が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

---

## 提 出 議 案 件 名

議提議案第1号 差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案

---

### 議提議案第1号

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案  
右提出する。

令和4年4月18日

提出者 差別解消を目指す条例検討調査特別委員長 小 島 智 子

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例  
人権が尊重される三重をつくる条例（平成九年三重県条例第五十一号）の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則（第一条—第十条）

第二章 人権施策基本方針（第十一条）

第三章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

第一節 相談体制（第十二条）

第二節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制（第十三条—第十八条）

第四章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策（第十九条—第二十四条）

## 第五章 三重県人権施策審議会（第二十五条）

## 第六章 雑則（第二十六条・第二十七条）

### 附則

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であり、いかなる事由による不当な差別も受けることなく、個人として尊重され、基本的人権の享有が保障されなければならない。この基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、侵すことのできない永久の権利である。こうした世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念は、人類普遍の原理である。

このような理念の下、人権が尊重される社会の実現に向けて世界的に不断の努力が続けられている。地方公共団体における人権尊重に関する先駆的な取組も踏まえ、近年、我が国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」及び「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されるなど、不当な差別の解消等を図るための人権尊重に関する法整備が進められつつある。

三重県においては、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んできた先人たちの努力により、県民の間において人権を大切にする意識が醸成されてきた。こうした中、三重県議会では平成二年に全国に先駆けて人権県宣言を決議し、県においても人権が尊重される社会の実現に関する施策に取り組んできた。

しかしながら、現在もなお、不当な差別をはじめとする人権問題が存在している。

これらの人権問題については、人権侵害行為を受けた者等にその解決の責任がないことは当然であり、人権侵害行為を行った者等がその責任を負わなければならない。また、これらの人権問題の多くは、社会構造の中で生じており、社会として解決していくことが必要である。私たち一人一人がその当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の



解消に向けて取り組んでいかなければならない。

ここに、私たちは、世界人権宣言、人権に関する諸条約及び日本国憲法の理念の下、人権県宣言の趣旨にのっとり、社会全体の共通認識としてあらゆる不当な差別をはじめとする人権侵害行為を許さないと改めて宣言するとともに、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 人種等の属性 人種、皮膚の色、国籍、民族、言語、宗教、政治的意見その他の意見、年齢、性別、性的指向、性自認、障がい、感染症等の疾病、職業、社会的身分、被差別部落の出身であることその他の属性をいう。
- 二 不当な差別 人種等の属性を理由とする不当な区別、排除又は制限であつて、あらゆる分野において、権利利益を認識し、享有し、又は行使することを妨げ、又は害する目的又は効果を有するものをいう。
- 三 人権侵害行為 不当な差別、いじめ、虐待、プライバシーの侵害、<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷その他の他人の権利利益を侵害する行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）をいう。
- 四 人権問題 人権侵害行為その他の人権に関する問題をいう。

### (基本理念)

第三条 不当な差別その他の人権問題を解消するための取組その他の人権尊重

に関する施策（以下「人権施策」という。）及び県民、事業者等が行う人権尊重に関する活動は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- 一 社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
- 二 対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。
- 三 不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
- 四 人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
- 五 人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。
- 六 人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
- 七 不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

第四条 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。

- 2 何人も、共通の人種等の属性を有する不特定多数の者に対して当該人種等の属性を理由として人権侵害行為をすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該人種等の属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為をしてはならない。

（県の責務）

第五条 県は、前二条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組むとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、人権施策を推進するに当たっては、関係部局等相互の緊密な連携を図るとともに、国、関係機関、関係団体その他の関係者と連携協力するものとする。

3 県は、県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）における人権侵害行為の防止に努めるものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する人権施策に協力するものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の人権意識の高揚を図るなど、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が実施する人権施策に協力するものとする。

3 事業者は、基本理念にのっとり、不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組むよう努めるものとする。

（特定電気通信役務提供者の責務）

第八条 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。次項において同じ。）は、基本理念にのっとり、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の解消のために必要な役割を果たすよう努めるものとする。

2 特定電気通信役務提供者は、インターネット上において、その用いる特定電気通信設備（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情

報の開示に関する法律第二条第二号に規定する特定電気通信設備をいう。以下この項において同じ。)の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報が記録され、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報が入力されることによって人権侵害行為が行われていることを知った場合であって、当該人権侵害行為に係る情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能なときは、当該措置を講ずるものとする。

(三重県議会の議員、知事その他の県の公務員の責務)

第九条 三重県議会の議員、知事その他の県の公務員は、基本理念にのっとり、高い人権意識を持ち、この条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすものとする。

(県と市町との協働)

第十条 県は、市町と協働して人権施策を実施するとともに、市町に対し、県と協働して不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現に努めること及び県が実施する人権施策に協力することを求めるものとする。

2 県は、市町と不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の情報の共有を図るとともに、市町が実施する人権施策について必要な助言その他の支援を行うものとする。

## 第二章 人権施策基本方針

第十一条 知事は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策の基本となる方針(以下「人権施策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重の基本理念
- 二 人権教育及び人権啓発に関すること。
- 三 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制に関すること。

四 不当な差別その他の人権問題に係る分野ごとの施策に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

3 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、三重県人権施策審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 前項の規定は、人権施策基本方針の変更について準用する。

5 知事は、毎年一回、人権施策基本方針に基づく人権施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

### 第三章 不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備

#### 第一節 相談体制

第十二条 県は、不当な差別その他の人権侵害行為を受けた者、その家族その他の者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない。

2 県は、前項の相談（以下この章において単に「相談」という。）があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 市町、関係機関等と必要に応じて連携して、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応を行うこと。

二 必要に応じ、関係機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

3 相談に応ずる者は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 県は、第二項の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な人員を確保するとともに、相談に応ずる者に対し、同項の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

#### 第二節 不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制

（助言、説示及びあっせんの申立て）

第十三条 不当な差別を受けた者（属性情報収集等の対象となった者を含む。

第三項において同じ。）、その家族その他の関係者は、不当な差別（属性情報収集等を含む。第十五条において同じ。）に係る紛争（以下「差別事案」

- という。)に関し、相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、当該差別事案を解決するために必要な助言、説示又はあつせんを行うべき旨の申立てをすることができる。
- 2 前項の「属性情報収集等」とは、正当な理由なく、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であつて、その者に対する不当な差別を助長し、又は誘発するおそれがあるものの収集を行い、依頼し、又は受託する行為をいう。
  - 3 不当な差別を受けた者の家族その他の関係者は、不当な差別を受けた者の意思に反して第一項の申立てをすることができない。
  - 4 第一項の申立ては、当該申立てに係る差別事案が次のいずれかに該当するときは、することができない。
    - 一 裁判所による判決、公的な仲裁機関又は調停機関による裁決等により確定した権利関係に関するものであること。
    - 二 裁判所又は公的な仲裁機関若しくは調停機関において係争中のものであること。
    - 三 法令（民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）を除く。）に基づくあつせん、調停、和解の仲介又は紛争の解決の援助の申請等を行うことができる紛争に関するものであること。
    - 四 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）その他の法令に基づく不服申立て又は苦情の申出を行うことができる行政庁の処分その他公権力の行使又は職員の職務執行に関するものであること。
    - 五 障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例（平成三十年三重県条例第六十九号）第十八条第一項の申立てを行うことができるものであること。
    - 六 行為の日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から三年を経過したものであること。
    - 七 現に犯罪の捜査の対象となっているものであること。
    - 八 差別事案に係る相手方（以下この節において単に「相手方」という。）が不明であるものであること。

(助言、説示及びあっせん)

第十四条 知事は、前条第一項の申立て（以下単に「申立て」という。）があったときは、当該申立てをした者（以下この節において「申立人」という。）、相手方その他の関係人（説示にあっては、相手方又はその者を指導し、若しくは監督する者に限る。）に対し、助言、説示又はあっせんを行うものとする。ただし、助言、説示又はあっせんを行うことが適当でない認められるときは、この限りでない。

2 知事は、申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。

3 知事は、助言（第一項の規定による助言に限る。以下この節において同じ。）、説示若しくはあっせん又は前項の調査を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる差別事案に関係する県の機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

4 知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり必要があると認めるときは、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

5 助言、説示又はあっせんの対象となる差別事案の当事者が県又は県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）であるときは、前項の規定にかかわらず、知事は、助言、説示又はあっせんを行うに当たり、三重県差別解消調整委員会の意見を聴くものとする。

6 知事は、あっせんによっては申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。

(勧告)

第十五条 知事は、助言、説示又はあっせんを行った場合において、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言、説示又はあっせんに従わないときは、当該者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(意見の聴取)

第十六条 知事は、前条の規定による勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所、差別事案の内容及び当該期日への出頭に代えて陳述書、証拠書類等を提出することができることを示して、勧告の対象となる者又はその代理人（以下この条において「対象者等」という。）の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。

- 2 対象者等は、前項の期日への出頭に代えて、知事に対し、当該期日までに陳述書、証拠書類等を提出することができる。
- 3 知事は、対象者等が正当な理由なく意見の聴取（前項の規定による陳述書、証拠書類等の提出を含む。）に応じないときは、第一項の規定にかかわらず、意見の聴取を行わないで勧告することができる。

(助言、説示及びあっせん並びに勧告の状況の公表)

第十七条 知事は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該差別事案の解決に資するため、助言、説示若しくはあっせん又は勧告を行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表するものとする。ただし、特別の事情があるときは、公表しないことができる。

(三重県差別解消調整委員会)

第十八条 第十四条第四項及び第五項の規定に基づく知事の諮問に応じて調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、三重県差別解消調整委員会（以下「調整委員会」という。）を置く。

- 2 調整委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 4 委員は、調整委員会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する者のうちから知事が任命する。



- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 調整委員会に、差別事案に係る専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 8 専門委員は、差別事案に係る専門の学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 9 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 10 委員及び専門委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 11 調整委員会は、調査審議を行うために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席若しくは映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法による参加を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 12 前各項に定めるもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策 (人権教育及び人権啓発)

第十九条 県は、市町、関係機関等と連携し、学校教育等を通じて、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念を体得させ、不当な差別その他の人権問題の解消に向けて主体的に取り組むことができる実践力を育むため、必要な人権教育を積極的に行うものとする。

- 2 県は、市町、関係機関等と連携し、誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることその他の人権尊重の理念に対する理解を深め、不当な差別その他の人権問題の発生を防止するため、必要な人権啓発を積極的に行うものとする。

- 3 県は、市町、関係機関等と連携し、不当な差別その他の人権問題に係る当事者がその困難を克服することを支援するため、人権侵害行為による被害に係る支援に関する制度の周知その他の人権啓発を積極的に行うものとする。
- 4 前三項の人権教育及び人権啓発（次項において単に「人権教育及び人権啓発」という。）は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、県民が、その発達段階に応じ、当該人権教育及び人権啓発に係る内容に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用及び県民の自発性の涵養<sup>かん</sup>を旨として行われなければならない。
- 5 県は、人権教育及び人権啓発を担う人材の育成及び確保を図るものとする。  
（人権侵害行為による被害の救済）

第二十条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権侵害行為による被害の救済を図るため、人権侵害行為を受けた者に対して、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（実態調査）

第二十一条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題の実態を把握するための調査を行うものとする。

- 2 県は、前項の調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな不当な差別その他の人権問題が生じないように留意しなければならない。

（情報の収集、蓄積及び分析）

第二十二条 県は、市町、関係機関等と連携し、人権施策を効果的に実施するため、不当な差別その他の人権問題に関する相談の事例等の必要な情報の収集、蓄積及び分析を行うものとする。

（インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止）

第二十三条 県は、インターネットを通じて行われる人権侵害行為を防止するため、モニタリング（インターネット上の人権侵害行為に係る情報を監視することをいう。）、インターネット上での人権啓発、インターネットの適切な利用に関するリテラシーの向上を図るための教育及び啓発その他の必要な

措置を講ずるものとする。

(災害等の発生時における人権侵害行為の防止等)

第二十四条 県は、災害その他緊急事態の発生時において人権侵害行為を防止し、及び人権を尊重するため、災害その他緊急事態の発生時における人権侵害行為を助長し、又は誘発するおそれのある風説の流布の防止のための対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 第五章 三重県人権施策審議会

第二十五条 人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県人権施策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、人権施策に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員二十人以内で組織する。
- 4 前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事が、やむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 5 委員は、人権に関し学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 6 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第六章 雑則

(財政上の措置)

第二十六条 県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、令和五年四月一日から施行する。

### (準備行為)

- 2 調整委員会の委員の選任のために必要な行為その他の第三章の規定の施行のために必要な準備行為は、同章の規定の施行の日前においても行うことができる。

### (人権施策基本方針に関する経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の人権が尊重される三重をつくる条例第五条第一項の規定に基づく人権施策基本方針は、この条例による改正後の差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例（次項及び附則第五項において「新条例」という。）第十一条第一項の規定に基づく人権施策基本方針が定められるまでの間、同項の規定に基づく人権施策基本方針とみなす。

### (助言、説示又はあっせんの申立てに関する期間に関する経過措置)

- 4 この条例の公布の日から令和五年三月三十一日までの間に、新条例第十三条第四項第六号の期間が経過することとなる差別事案については、同項の規定にかかわらず、同年四月一日から起算して六月以内に限り、申立てをすることができる。

### (審議会の委員に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に従前の三重県人権施策審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、新条例第二十五条第五項の規定により審議会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第六項の規定にかかわらず、同日における従前の三重県人権施策審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

### (検討)

- 6 この条例の規定については、この条例の施行後おおむね四年ごとに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

#### 提案理由

不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図るため、不当な差別その他の人権問題の解消をはじめとする人権尊重に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

---

### 特別委員長報告

- 議長（青木謙順） 日程第1、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申出がありますので、これを許します。小島智子差別解消を目指す条例検討調査特別委員長。

〔小島智子差別解消を目指す条例検討調査特別委員長登壇〕

- 差別解消を目指す条例検討調査特別委員長（小島智子） 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、様々な差別の解消に向け、既存の条例との整合を図りながら、新たな条例制定も視野に入れ、調査及び検討を行うことを目的として、令和2年5月に設置されました。そして、約1年11か月にわたり、41回の委員会を開催してまいりました。

まず、条例制定の必要性や、制定が必要と判断された場合の条例の在り方の方向性について検討するため、県の人権施策の現状等について県当局から聞き取り調査を行うとともに、様々な差別等の実態を明らかにするための参考人招致を7回にわたり実施いたしました。具体的には、新型コロナウイルス

ス感染症に関わる差別等、インターネットによる人権侵害、部落差別、女性・性に関する差別、外国人に対する差別などに関する当事者や有識者の方、合わせて9名から聞き取り調査を実施しました。また、差別解消に関する条約や法律、他都道府県等の条例の調査も実施いたしました。

その結果、既存の県の人権施策には課題があり、現在もなお、本県において不当な差別等がなくなっていない状況があることを認識したことから、その解消に向けて県の取組を一層強化するため、既存の人権が尊重される三重をつくる条例の全部改正による条例制定が必要であるとの結論に至りました。

条例案の策定に当たっては、和歌山県の先進的な条例に関する聞き取り調査を行い参考とするとともに、条例に基づく施策が実効性のあるものとなるよう、県当局や関係団体・機関から意見聴取を行いました。また、県民等の意見を条例案に反映するため、パブリックコメントを実施しました。

本委員会は、このような慎重な検討経過を経て、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案を取りまとめ、去る4月18日に議長に提出いたしました。この条例案につきましては、本日、議提議案第1号として御審議いただくこととなっているところであります。

なお、この条例案は、対話を重視して不当な差別等の解消を推進する包括的な条例として、基本理念としての不当な差別等の禁止、相談対応や行政指導による不当な差別等の解消を図るための体制の整備などについて定めていますが、罰則や氏名の公表を含む規制的な措置については規定していません。本委員会としては、不当な差別等の解消に向けて、より一層実効性を確保するための条例等の在り方について、また、不特定多数の者に対するヘイトスピーチの解消をはじめとする個別的な課題への実効性のある対応の在り方等については、県議会を含む県において、今後も引き続き議論を重ねていく必要があると考えています。

また、県当局におかれては、県の責務としてこの条例案の第5条第3項に規定している県が設置する公の施設における人権侵害行為の防止の努力義務に基づく具体的な措置の的確な実施を含め、この条例案が可決された上は、

この条例の規定の的確な施行に取り組まれるよう、要望いたします。

最後に、本委員会は、この条例案が、不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現につながるものであると確信しています。

議員の皆様には、この条例案の趣旨を御理解いただき、何とぞ御賛同いただきますよう、心からお願い申し上げまして委員長報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（青木謙順） 以上で特別委員長の報告を終わります。

## 議 提 議 案 審 議

○議長（青木謙順） 日程第2、議提議案第1号差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案を議題といたします。

## 提 案 説 明

○議長（青木謙順） 提出者の説明を求めます。小島智子差別解消を目指す条例検討調査特別委員長。

〔小島智子差別解消を目指す条例検討調査特別委員長登壇〕

○差別解消を目指す条例検討調査特別委員長（小島智子） ただいま議題となりました、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例案につきまして、提案説明を申し上げます。本条例案は、平成9年制定の人権が尊重される三重をつくる条例の全部改正をするものであります。

まず、本条例案の目的について、御説明いたします。

本条例案は、人権尊重に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とするものであります。

次に、本条例案の内容について、その概要を御説明いたします。

第1章、総則では、人種等の属性、不当な差別、人権侵害行為及び人権問

題という本条例案における主要な用語の定義を定めるとともに、基本理念や県をはじめとする関係主体の責務等について規定しています。

人権施策等の基本理念については、社会のあらゆる分野において人権が尊重されることや、対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であることなどを定めるとともに、不当な差別をはじめとする人権侵害行為等の禁止も基本理念として定めています。

第2章、人権施策基本方針では、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための仕組みとして、人権施策基本方針の策定について規定しています。

第3章、不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備では、相談体制と不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制について規定しています。

相談体制については、県は、幅広い者からの人権侵害行為その他の人権問題に関する相談に応じなければならない、相談があったときは、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応などを行うこととしています。

また、不当な差別に係る紛争の解決を図るための体制については、不当な差別を受けた者等が、不当な差別に係る紛争に関し、県への相談を経てもその解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、助言、説示またはあっせんを行うべき旨の申立てをすることができることとしています。その上で、知事が必要に応じて三重県差別解消調整委員会に諮問して、助言、説示またはあっせんを行うことや、不当な差別に該当する行為をしたと認められる者がそれらに従わない場合の勧告、関係人の秘密を除いての助言、説示もしくはあっせんまたは勧告を行った状況の公表などについて定めています。

第4章、不当な差別その他の人権問題を解消するための基本的施策では、人権教育及び人権啓発、人権侵害行為による被害の救済、実態調査、情報の収集、蓄積及び分析、インターネットを通じて行われる人権侵害行為の防止及び災害等の発生時における人権侵害行為の防止等について規定しています。

第5章、三重県人権施策審議会では、人権施策基本方針その他人権施策について調査審議するための三重県人権施策審議会の設置について規定してい



ます。

第6章、雑則では、財政上の措置等について規定しています。

最後に、本条例案の施行期日については、原則として公布の日から施行することとしていますが、不当な差別その他の人権問題を解消するための体制の整備に関する規定は令和5年4月1日から施行することとしています。

以上が本条例案の提案説明であります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（青木謙順） 以上で提出者の説明を終わります。

お諮りいたします。本件は、議事進行上、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認め、本件は質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

## 採 決

○議長（青木謙順） これより採決に入ります。

議提議案第1号を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（青木謙順） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 特別委員会の廃止

○議長（青木謙順） 日程第3、特別委員会廃止の件を議題といたします。

お諮りいたします。差別解消を目指す条例検討調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので廃止いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（青木謙順） 御異議なしと認めます。よって、差別解消を目指す条例  
検討調査特別委員会は廃止することに決定いたしました。

## 休 憩

○議長（青木謙順） 着席のまま、暫時休憩いたします。  
午前10時13分休憩

---

午前10時14分開議

## 開 議

○副議長（稲垣昭義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程追加・議長の辞職

○副議長（稲垣昭義） この際、申し上げます。

青木謙順議長から辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の  
規定により、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。青木謙順議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、青木謙順議長の辞職  
を許可することに決定いたしました。

〔43番 青木謙順議員入場・着席〕

○副議長（稲垣昭義） 前議長 青木謙順議員の御挨拶があります。

〔43番 青木謙順議員登壇〕

○43番（青木謙順） 議長を退任するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年5月に第111代三重県議会議長として御推挙いただいて以来、議会と  
しての機能が十分発揮できるよう、専心努力してまいりました。本日ここに

議長としての職務を終えることができたのも、稲垣副議長をはじめ議員の皆様からの御指導、御支援のたまものであり、また、知事をはじめとする執行部の皆様の御協力のおかげと、衷心より厚く御礼を申し上げるところでございます。

振り返りますと、昨年9月に知事が交代され、新しい体制がスタートいたしました。まずは一見知事の考えをしっかりと聞くことが県民の負託に全力で応えるために重要であると考え、議事日程を変更し対応してまいりました。現在も、強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）などの検討が進められていますが、二元代表制の一翼を担う議会の議長として、3月には概要案への議会の考えを申し入れたところでございます。

いまだ収束に至っていない新型コロナウイルス感染症への対応については、平成25年に導入した通年議会としての強みを生かし、緊急会議を5回開催し、随時、県当局の対応等を確認しながら、関連する補正予算を迅速に審議、可決してきました。

議会の政策立案としましては、本日の本会議の冒頭で、差別解消を目指す条例検討調査特別委員会の2年間にわたる検討の成果として、差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例が全会一致で可決をされました。41回にわたり委員会で終始熱心に御議論いただいた議員の皆様には感謝と敬意を表するとともに、御協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。

議会改革の取組といたしましては、議長の在任期間や議員選出監査委員の在り方について、議会改革推進会議で御検討いただいたほか、三重県議会議員の政治倫理に関する条例については、議会改革推進会議にプロジェクト会議を設置し、検討を進めていただいております。検討の上、必要とされた条例改正と逐条解説の作成に向けて取り組んでいただいております。

また、議会のスマート化に向けて、スマート議会の在り方検討プロジェクト会議等での検討を基に、全員協議会等の資料を議員のタブレットに送信するようにしたほか、委員会をオンラインで開催する際の申合せを改正するなどの取組を進めてきたところです。

さらに、議席番号の復活や個人情報をも有する議案の整理についても御協力をいただきました。

この1年間、伝統ある三重県議会の議長を務めさせていただいたことは、私にとりましても、貴重で得難い経験となりました。今後は、一議員として、この経験をしっかりと生かし、県政推進のために努力を重ねてまいる所存でございます。

結びに、今後の三重県政の御発展と二元代表制の一翼を担う県議会としてのさらなる進化を祈念いたしまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

本当に1年間ありがとうございました。（拍手）

## 日程追加・議長の選挙

○副議長（稲垣昭義） この際、申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、議長選挙の件を日程に追加し、直ちに議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（稲垣昭義） ただいまの出席議員数は49名であります。

お諮りいたします。会議規則第24条第2項の規定により、立会人として、

3番 中瀬 信之 議員

7番 山崎 博 議員

を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 御異議なしと認めます。よって、立会人には、3番中瀬信之議員、7番山崎博議員を指名いたします。

投票用紙と名札を配付いたします。

〔投票用紙、名札配付〕

○副議長（稲垣昭義） 投票用紙と名札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（稲垣昭義） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名札を持参し、議席順に1番  
川口円議員から順次投票を願います。

〔投票執行〕

○副議長（稲垣昭義） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲垣昭義） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（稲垣昭義） これより開票を行います。

立会人の方、立会いを願います。

〔開票〕

○副議長（稲垣昭義） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 49票

有効投票 47票

無効投票 2票

有効投票中

前野和美議員 46票

稲森稔尚議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は13票であります。よって、前野和美議員が議長に

当選されました。

---

	投	票	者	氏	名
1	番			川	口 円
2	番			喜	田 健 児
3	番			中	瀬 信 之
4	番			平	畑 武
5	番			石	垣 智 矢
6	番			小	林 貴 虎
7	番			山	崎 博
8	番			中	瀬古 初 美
9	番			廣	耕太郎
10	番			下	野 幸 助
11	番			田	中 智 也
12	番			藤	根 正 典
13	番			小	島 智 子
14	番			野	村 保 夫
15	番			木	津 直 樹
16	番			田	中 祐 治
17	番			野	口 正
18	番			倉	本 崇 弘
19	番			山	内 道 明
20	番			山	本 里 香
21	番			稲	森 稔 尚
22	番			濱	井 初 男
23	番			森	野 真 治
24	番			津	村 衛
25	番			杉	本 熊 野

26	番	藤	田	宜	三
27	番	稻	垣	昭	義
28	番	石	田	成	生
29	番	村	林		聡
30	番	小	林	正	人
31	番	服	部	富	男
32	番	谷	川	孝	栄
33	番	東			豊
34	番	長	田	隆	尚
35	番	奥	野	英	介
36	番	今	井	智	広
37	番	日	沖	正	信
38	番	舟	橋	裕	幸
39	番	三	谷	哲	央
40	番	中	村	進	一
41	番	津	田	健	児
42	番	中	嶋	年	規
43	番	青	木	謙	順
44	番	中	森	博	文
45	番	前	野	和	美
46	番	山	本	教	和
47	番	西	場	信	行
48	番	中	川	正	美
49	番	舘		直	人

○副議長（稲垣昭義） 議長に当選されました前野和美議員が議場におられますので、当選の通知をいたします。

前野和美議長、御挨拶を願います。

〔前野和美議長登壇〕

○議長（前野和美） 議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議長選挙におきまして、皆様の温かい御支持をいただき、第112代三重県議会議長の重責を担うことになりました。誠に身に余る光栄であり、御厚情に対しまして心より感謝を申し上げます。

この上は、議長の職責の重さを胸に刻み、三重県議会基本条例の基本理念と基本方針に基づき、二元代表制の下で議会改革を推し進め、三重県政の進展と円滑な議会運営のために全力を尽くす覚悟でございます。

議員の皆様のお指導、御鞭撻並びに知事をはじめ執行部の方々の御協力を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲垣昭義） 先ほど、この選挙の法定得票数は13票と申し上げましたが、この選挙の法定得票数は12票であります。訂正し、おわびを申し上げます。

前野和美議長、議長席にお着き願います。

〔稲垣昭義副議長退席・退場、前野和美議長議長席に着く〕

## 日程追加・副議長の辞職

○議長（前野和美） この際、申し上げます。

稲垣昭義副議長から辞職願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。稲垣昭義副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、稲垣昭義副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

〔27番 稲垣昭義議員入場・着席〕

○議長（前野和美） 前副議長 稲垣昭義議員の御挨拶があります。



[27番 稲垣昭義議員登壇]

○27番（稲垣昭義） 副議長を退任するに当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

昨年5月に皆様の御推挙により第115代副議長に就任いたしましたから1年が経過し、本日その職を辞することとなりました。

在任中は、青木議長をはじめ議員の皆様方のお力添えに支えられ、また、知事をはじめ執行部の皆様の御協力により、職務を終えることができました。心から厚く御礼を申し上げます。

この1年を振り返りますと、青木議長の職務を補佐するとともに、知事が交代し、新たな三重県政がスタートするという節目や、新型コロナウイルス感染症による影響が続く状況の中、広聴広報会議の座長として、県民の皆様には議会を身近に感じていただくにはどうすべきか、委員の皆様と共に考え、歩んだ1年でありました。

特に印象に残っている取組は、2月に開催したみえ現場d e県議会です。コロナ禍からの復興に向けてをテーマに、現場とオンラインを織り交ぜたハイブリッド形式で実施をし、参加者の皆様から様々な御意見を聞かせていただくことができ、大変有意義な機会となりました。

また、開かれた議会の実現と三重の芸術文化を強く推し進めるための取組として、広聴広報会議と芸術・文化振興三重県議会議員連盟が連携し、初めて本会議場で演奏会を開催いたしました。県民の皆様には議会に親しみを感じていただく機会になったとともに、新型コロナウイルス感染症の影響で少なくなっている文化活動の発信の場となる取組を行うことができました。

ほかにも、みえ県議会だよりやみえ県議会新聞などにおいて、県民の皆様には分かりやすく議会の情報をお伝えできるよう工夫するとともに、報道機関の皆様のお協力により様々な情報発信ができたのではないかと感じております。

この1年間、伝統ある三重県議会の副議長を務めさせていただきましたことは、私にとりまして、大変ありがたく意義深い経験でありました。今後は、

この経験をしっかりと生かし、一議員として県政発展のため一層尽力してまいる決意でございます。

どうか、一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げまして、副議長退任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

## 日程追加・副議長の選挙

○議長（前野和美） この際、申し上げます。

会議規則第18条第1項の規定により、副議長選挙の件を日程に追加し、直ちに副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（前野和美） ただいまの出席議員数は49名であります。

お諮りいたします。会議規則第24条第2項の規定により、立会人として、

4番 平畑 武議員

33番 東 豊議員

を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、立会人に、4番 平畑武議員、33番 東豊議員を指名いたします。

投票用紙と名札を配付いたします。

〔投票用紙、名札配付〕

○議長（前野和美） 投票用紙と名札の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（前野和美） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、名札を持参し、議席順に1番川口円議員から順次投票を願います。

〔投票執行〕

○議長（前野和美） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（前野和美） これより開票を行います。

立会人の方、立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（前野和美） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 49票

有効投票 45票

無効投票 4票

有効投票中

藤田宜三議員 44票

稲森稔尚議員 1票

以上のおおりであります。

この選挙の法定得票数は12票であります。よって、藤田宜三議員が副議長に当選されました。

---

投票者氏名

1 番

川口 円

2	番	喜田	健児
3	番	中瀬	信之
4	番	平畑	武
5	番	石垣	智矢
6	番	小林	貴虎
7	番	山崎	博
8	番	中瀬古	初美
9	番	廣	耕太郎
10	番	下野	幸助
11	番	田中	智也
12	番	藤根	正典
13	番	小島	智子
14	番	野村	保夫
15	番	木津	直樹
16	番	田中	祐治
17	番	野口	正
18	番	倉本	崇弘
19	番	山内	道明
20	番	山本	里香
21	番	稻森	稔尚
22	番	濱井	初男
23	番	森野	真治
24	番	津村	衛
25	番	杉本	熊野
26	番	藤田	宜三
27	番	稻垣	昭義
28	番	石田	成生
29	番	村林	聡

30	番	小 林	正 人
31	番	服 部	富 男
32	番	谷 川	孝 栄
33	番	東	豊
34	番	長 田	隆 尚
35	番	奥 野	英 介
36	番	今 井	智 広
37	番	日 沖	正 信
38	番	舟 橋	裕 幸
39	番	三 谷	哲 央
40	番	中 村	進 一
41	番	津 田	健 児
42	番	中 嶋	年 規
43	番	青 木	謙 順
44	番	中 森	博 文
45	番	前 野	和 美
46	番	山 本	教 和
47	番	西 場	信 行
48	番	中 川	正 美
49	番	舘	直 人

○議長（前野和美） 副議長に当選されました藤田宜三議員が議場におられますので、当選の通知をいたします。

藤田宜三副議長、御挨拶を願います。

〔藤田宜三副議長登壇〕

○副議長（藤田宜三） 副議長就任に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま多くの議員の皆様の御推挙により、第116代三重県議会副議長の

要職を担うことになりました。大変光栄に存じますとともに、職責の重大さに身の引き締まる思いでございます。改めて、議員の皆様の御高配に対しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。

この上は、微力ではございますが、議長を補佐し、円滑な議会運営と県政発展のために最善の努力をしてみたいと思っております。議員の皆様の御指導、並びに知事はじめ執行部の皆様方の御協力をお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

## 休 憩

○議長（前野和美） 暫時休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前11時20分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 常任委員会の委員定数変更

○議長（前野和美） 日程第4、常任委員会の委員定数変更の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会の委員定数は、環境生活農林水産常任委員会9名、教育警察常任委員会8名といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、常任委員会の委員定数は、環境生活農林水産常任委員会9名、教育警察常任委員会8名とすることに決定いたしました。

## 常 任 委 員 の 選 任

○議長（前野和美） 日程第5、常任委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。常任委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、お手元に配付の各常任委員の名簿のとおりそれぞれ指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、それぞれ議長指名のとおり決定いたしました。

---

# 常任委員名簿

会派	委員数 (定数)	総務地域連携 デジタル社会推進 (8名)	戦略企画雇用経済 (9名) (女員1)	環境生活農林水産 (9名)	医療保健子ども福祉病院 (9名) (女員1)	防災県土整備企業 (8名)	教育警察 (8名)
新政みえ	3名	喜田健児 小島智子 中村進一	川口初哲 濱井谷央三	中瀬信之 藤根正典 森野真治 舟橋裕幸	中瀬初美 廣根耕太郎 稲垣昭義	下野幸助 田中智也 津村衛 藤田直三	平畑武 杉本熊野 日冲正信
自由民主党	3名	石垣智矢 村林聡 西場信行	小林虎生 石田成和 山本教	山崎博樹 木津直文 中森博和 前野美	田中祐年 中嶋青木謙	野村保夫 服部富男 津田健児	野口正人 小林正人 中川正美
草莽党	1名	舘直人	東豊	長田隆尚	倉本祭弘	奥野英介	谷川孝栄
公明党	1名	今井智広					1名 山内道明
日本共産党					1名 山本里香		
草の根運動いしが	1名	稲森稔尚					



# 常任委員名簿

会派	委員名 (定数)	予算	決算	算	算
新	政 委 員 名 簿 み え	予算 (50名) (欠員2)	20名	20名	20名
自	由 民 主 党	予算 (50名) (欠員2)	18名	18名	18名
草	莽 党	予算 (50名) (欠員2)	6名	6名	6名
公	明 党	予算 (50名) (欠員2)	2名	2名	2名
日	本 共 産 党	予算 (50名) (欠員2)	1名	1名	1名
草	の 根 運 動 い が	予算 (50名) (欠員2)	1名	1名	1名

## 議 会 運 営 委 員 の 選 任

○議長（前野和美） 日程第6、議会運営委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、お手元に配付の議会運営委員会名簿のとおり指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

## 議 会 運 営 委 員 名 簿

会派	委員会名 (定数)	議 会 運 営 (9名)
新 政 み え	4名	藤 根 正 典 津 村 衛 舟 橋 裕 幸 三 谷 哲 央
	4名	石 田 成 生 村 林 聡 小 林 正 人 中 森 博 文
草 莽	1名	長 田 隆 尚
公 明 党		
日 本 共 産 党		
草 の 根 運 動 い が		

休 憩

- 議長（前野和美） 着席のまま、暫時休憩いたします。  
午前11時21分休憩
- 

午前11時22分開議

開 議

- 副議長（藤田宜三） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加・常任委員の辞任

- 副議長（藤田宜三） この際、申し上げます。

前野和美議員から環境生活農林水産常任委員の辞任願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、常任委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、前野和美議員の環境生活農林水産常任委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 副議長（藤田宜三） 御異議なしと認めます。よって、前野和美議員の環境生活農林水産常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

休 憩

- 副議長（藤田宜三） 着席のまま、暫時休憩いたします。  
午前11時23分休憩
- 

午前11時24分開議

開 議

- 議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程追加・特別委員の辞任

○議長（前野和美） この際、申し上げます。

藤田宜三議員から花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員の辞任願が提出されましたので、会議規則第18条第1項の規定により、特別委員辞任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第10条第1項の規定により、藤田宜三議員の花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員の辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、藤田宜三議員の花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員の辞任を許可することに決定いたしました。

## 日程追加・特別委員補充選任

○議長（前野和美） 次に、会議規則第18条第1項の規定により、特別委員補充選任の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により、議長から、藤根正典議員を花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員に指名いたしました旨と存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、議長指名のとおり決定いたしました。

この際、申し上げます。

ただいま選任されました各常任委員会及び議会運営委員会の委員の方々は、それぞれの委員会において委員長及び副委員長を互選の上、御報告願います。

また、花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会の委員の方々は、委員会において副委員長を互選の上、御報告願います。

## 休 憩

○議長（前野和美） 常任委員会、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会の副委員長互選のため、暫時休憩いたします。

午前11時26分休憩

---

午後 1 時15分開議

## 開 議

○議長（前野和美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 諸 報 告

○議長（前野和美） この際、報告いたします。

各常任委員会及び議会運営委員会において、それぞれ委員長及び副委員長を、お手元に配付の委員長及び副委員長名簿のとおり互選した旨の報告がありました。

次に、花や木で健やかな三重をつくる条例策定調査特別委員会において、杉本熊野委員を副委員長に互選した旨の報告がありました。

次に、議案第79号が提出されましたので、お手元に配付をいたしました。以上で、報告を終わります。

---

## 委員長及び副委員長名簿

(各常任委員会、議会運営委員会)

委 員 会	委 員 長	副 委 員 長
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会	石垣 智矢	喜田 健児
戦略企画雇用経済常任委員会	小林 貴虎	川口 円
環境生活農林水産常任委員会	中瀬 信之	山崎 博
医療保健子ども福祉病院常任委員会	倉本 崇弘	中瀬古初美
防災県土整備企業常任委員会	下野 幸助	野村 保夫
教育警察常任委員会	平畑 武	谷川 孝栄
予算決算常任委員会	森野 真治	田中 祐治
議会運営委員会	村林 聡	藤根 正典

### 提 出 議 案 件 名

議案第79号 監査委員の選任につき同意を得るについて

### 四日市港管理組合議会議員の選挙

○議長（前野和美） 日程第7、四日市港管理組合議会議員の選挙を行います。

なお、選挙すべき議員の数は3名であります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条の規定により指名推選とし、指名の方法は、議長において指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、ただいまから指名いたします。

田 中 智 也 議員

倉本 崇弘 議員

中嶋 年規 議員

以上の方々を指名いたします。

ただいま指名いたしました3名の方を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました3名の方が四日市港管理組合議会議員に当選されました。

当選されました方が議場におられますので、当選の通知をいたします。

### 監 査 委 員 の 選 任

〔9番 廣 耕太郎議員、33番 東 豊議員離席・退場〕

○議長（前野和美） 日程第8、議案第79号を議題といたします。

お諮りいたします。本件は人事案件につき、提案説明、質疑並びに委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

### 採 決

○議長（前野和美） これより採決に入ります。

議案第79号を起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前野和美） 起立全員であります。よって、本案は同意することに決定いたしました。

〔9番 廣 耕太郎議員、33番 東 豊議員入場・着席〕

○議長（前野和美） これをもって本日の日程は終了いたしました。

## 休 会

○議長（前野和美） お諮りいたします。明20日から6月2日までは委員会の所管事項調査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前野和美） 御異議なしと認め、明20日から6月2日までは委員会の所管事項調査等のため休会とすることに決定いたしました。

6月3日は、定刻より本会議を開きます。

## 散 会

○議長（前野和美） 本日はこれをもって散会いたします。

午後1時19分散会